

# 後期高齢者医療被保険者の方へお知らせ

## ■ 10月1日から、一定以上所得がある方の医療費の窓口負担割合が変わります

現在、窓口負担割合が「1割」の保険証をお持ちの方でも、次の要件のすべてに該当する方は10月1日から窓口負担割合が「2割」となります。

1. 世帯内に住民税課税所得額（課税標準額）が28万円以上145万円未満となる後期高齢者医療被保険者がいる
2. 同一世帯の後期高齢者医療被保険者の人数が1人の場合

・・・年金収入+その他の合計所得金額が200万円以上

同一世帯の後期高齢者医療被保険者の人数が2人以上の場合

・・・年金収入+その他の合計所得金額が320万円以上

（注1）「年金収入」には、遺族年金や障害年金は含みません。

（注2）「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

ご自身の窓口負担割合が「2割」となるかについては、10月1日以降の窓口負担割合が記載された新しい保険証（薄青色）を9月中に簡易書留で郵送しますので、そちらをご確認ください。

## ■ 窓口負担割合が「2割」になる方には負担を抑える配慮措置があります

令和4年10月1日から令和7年9月30日までの間（3年間）は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3千円までに抑えます。（入院の医療費は対象外）

この配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日自動的に払い戻しされます。

【配慮措置が適用される場合の計算方法】 ※例：1か月の外来医療費全体額が「50,000円」の場合

窓口負担割合が1割のとき ①	5,000円
窓口負担割合が2割のとき ②	10,000円
負担増 ③ (②-①)	5,000円
窓口負担増の上限 ④	3,000円
払い戻し等 (③-④)	2,000円

1か月の自己負担増を3,000円に抑制するための差額を後日払い戻します。

2割負担となる方で高額療養費の口座が登録されていない方には、令和4年9月下旬に熊本県後期高齢者医療広域連合から申請書を送付します。申請書が届いたら、申請書に記載の内容に沿って、口座の登録をしてください。

## ■ 窓口負担割合見直しの背景などに関するお問い合わせ

厚生労働省コールセンター 0120-002-719（日曜日・祝日を除く午前9時～午後6時）

問合せ 健康ほけん課 ☎ 72-1295



**NEW 宝くじ** すぐ買える 当たりがわかる クイックワン

**Quick One**  
クイックワン

宝くじの収益金は、私たちの街の公共事業等に役立てられています。  
公益財団法人熊本県市町村振興協会

**宝くじ 公式サイト**



宝くじ 公式サイトで 発売中!

**ハロウィンジャンボ5億円**  
(1等3億円・前後賞各1億円合わせて)

**ハロウィンジャンボミニ5千万円**  
(1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

各1枚 300円  
**9月21日(水)2種類同時発売!**

発売期間 9/21(水)~10/21(金)  
公益財団法人熊本県市町村振興協会